

～ ふれあい支店とお取引をいただいているお客さまへ ～

ふれあい支店の本店への「店舗統合」に関するQ & A

＜Q & A一覧＞

1. お取引いただく店舗について
2. 通帳・証書・カードをお持ちのお客さまへ
3. 当座預金お取引のお客さまへ
4. 年金・給与振込をご利用いただいているお客さまへ
5. 振込金のお取扱について
6. 自動振替をご利用のお客さまへ
7. ご融資お取引のお客さまへ
8. 出資会員のお客さまへ
9. インターネットバンキング等をご利用のお客さまへ
10. マル優・マル特をご利用のお客さまへ
11. 通帳アプリをご利用のお客さまへ

1. お取引いただく店舗について

Q 1 今後の取引はどうなりますか？

A 1 これまでの回答

令和8年10月9日（金）16時30分以降にふれあい支店のお取引が、自動的に本店に移ります。
なお、ふれあい支店のATMコーナーは、平常通り17時までご利用いただけます。

※変更後の回答

令和8年10月9日（金）16時30分以降にふれあい支店のお取引が、自動的に本店に移ります。
なお、ふれあい支店のATMコーナーは、令和8年10月13日（火）より「ふれあい出張所」として、下記の取引範囲にて令和9年3月31日（水）まで運行いたします。

ATMコーナー	平 日						
	入金	出金	現金振込	預金円単位取引	ATM振込	振替	通帳繰越
(旧) ふれあい支店	○	○	○	○	○	○	○
(新) ふれあい出張所	○	○	×	×	○	○	×

2. 通帳・証書・カードをお持ちのお客さまへ

Q 2 預金通帳・証書の口座番号はどうなりますか？

A 2 預金通帳、証書の口座番号は原則として変わりません。

ただし、統合先店舗（本店）で一部重複となる口座番号がある場合は、新しい口座番号に変更させていただきますので、別途ご連絡致します。

Q 3 現在使用している通帳や証書はそのまま使用できますか？

A 3 現在お使いいただいている通帳や証書につきましては、そのままご利用いただけます。

なお、通帳の繰越の際に本店の通帳等へ切替えをさせていただきます。繰越前に新しい通帳等へ切替えをご希望のお客さまは窓口にお申し出ください。

Q 4 現在使用しているキャッシュカード（ローンカード含む）は、今まで通り使えますか？

A 4 現在お使いいただいているキャッシュカード並びにローンカードは、そのままご利用いただけます。

なお、ご希望のお客さまには本店のカードへ切替えをさせていただきますので、現在お使いいただいているカード、通帳、お届け印をご持参のうえ 10 月 13 日（火）以降に、本店の窓口へお申し出ください。

※再発行には 10 日程度の日数がかかります。（再発行にかかる手数料は無料とさせていただきます。）

3. 当座預金お取引のお客さまへ

Q 5 現在使用している手形・小切手はどうなりますか？

A 5 これまでの回答

統合日（令和 8 年 10 月 13 日（火））前に振出された手形・小切手につきましては、本店にてこれまで通り決済致します。

なお、現在発行している手形・小切手は、統合日以降は使用できません。

※前回の Q & A 以降、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みにより、手形・小切手の最終振出期限が令和 8 年 9 月 30 日（水）となりました。

・令和 8 年 9 月 30 日（水）までに振出された手形・小切手につきましては、本店にてこれまで通り決済致します。

4. 年金・給与振込をご利用いただいているお客さまへ

Q 6 年金の受取りを利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A 6 国民年金、厚生年金等公的年金をお受取りのお客さまには、当金庫が変更手続きを行いますのでお手続きいただく必要はありません。

ただし、一部の共済年金、厚生年金基金、適格企業年金、その他私的年金等をお受取りのお客さまはご自身でお手続きいただく場合がございますので、誠に恐れ入りますが早い機会にお受取りいただいている年金支払機関にお問い合わせください。

なお、上述のような公的年金以外を旧店舗（ふれあい支店）でお受取りのお客さまは、令和 8 年 12 月 30 日までは本店に読み替えて、ご入金させていただきます。

Q 7 給与振込口座については何か手続きが必要ですか？

A 7 店舗名が変更となりますので、ご勤務先への変更通知が必要となります。ご面倒をお掛けしますが、お客さまからご勤務先へ「新店舗名（本店）」・「新店舗番号（001）」のご連絡をお願い致します。また、口座番号のご変更をお願いするお客さまにおかれましては、「新口座番号」のご連絡も併せてお願い致します。

5. 振込金のお取扱について

Q 8 売上金・家賃・駐車場料金・各種手当等の受取口座についてはどうなりますか？

A 8 令和8年10月9日（金）以降、売上金や家賃、配当金、駐車場料金、各種手当等を振込により、お受取になっているお客さまは、変更手続きが必要となります。お手数ですが、お早めに相手先へのご連絡をお願い致します。

また、相手先がATMの振込カードを使用している場合は、使用できなくなりますので、お手数ですが、相手先にその旨をお伝えください。

なお、振込先変更のためのご連絡用ハガキを用意しておりますので、お近くの営業店窓口へお申し付けください。

（※ご注意）令和8年12月30日までは旧店舗宛（ふれあい支店）の振込入金を統合先店舗（本店）へ読み替えてご入金されますが、それ以降入金不能となりますのでお早めに変更手続きをしていただきますようお願い致します。

Q 9 定額自動送金契約はどうなりますか？

A 9 令和8年10月9日（金）以降のお取引については、当金庫にて変更致しますので、お客さまのお手続きは不要です。

Q 10 現在使用しているATMの振込カードはどうなりますか？

A 10 振込先店舗がふれあい支店となっている振込カードはご使用できなくなります。お手数をお掛けしますが、令和8年10月13日（火）以降に新しい振込カードをお作りいただきますようお願い致します。

6. 自動振替をご利用のお客さまへ

Q 11 公共料金や各種料金等を自動振替にしていますが、何か手続きは必要ですか？

A 11 公共料金・各種クレジットなどの自動振替につきましては、当金庫が各関係機関へ届出を行いますので特にお手続きの必要はございません。従来通り振替えさせていただきます。

ただし、一部の口座振替につきましては変更手続きが必要となる場合がございます。別途ご連絡致しますので、ご協力をお願い致します。

7. ご融資お取引のお客さまへ

Q12 今まで事業資金や個人ローンを利用していますが取扱いはどうなりますか？

A12 本店にてそのまま引継ぎますので、変更手続の必要はございません。

8. 出資会員のお客さまへ

Q13 出資会員ですが、何か手続きが必要ですか？

A13 本店にてそのまま引継ぎますので、変更手続の必要はございません。

9. インターネットバンキング等をご利用のお客さまへ

Q14 インターネットバンキングを利用していますが、変更手続は必要ですか？

A14 変更手続の必要はございませんが、ご使用にあたり下記の点にご留意していただく必要がございます。

①＜予約振込＞

店舗統合月（令和 8 年 10 月）に予約振込にて都度振込・総合振込・給与振込を行う場合、登録日が統合日（令和 8 年 10 月 9 日（金））以前で振込予定日が令和 8 年 10 月 13 日（火）以降とした予約振込はできませんので、ご注意ください。

※令和 8 年 10 月 13 日（火）以降については通常通りとなります。

②＜入金明細照会＞

店舗統合日（令和 8 年 10 月 9 日（金））16 時 30 分以降、令和 8 年 10 月 9 日（金）以前の入出金明細が取得できなくなりますので、必要な場合はそれまでに取得願います。

10. マル優・マル特をご利用のお客さまへ

Q15 マル優の預金やマル特の国債などありますが、どうなりますか？

A15 当金庫において「取扱店舗変更」のお手続きをさせていただきますので、引続きそのままご利用いただけます。

11. 通帳アプリをご利用のお客さまへ

Q16 通帳アプリを利用している普通預金口座はどうなりますか？

A16 普通預金の「口座番号」は原則として変わりませんが、お客さまご自身で通帳アプリ上での金庫削除、口座追加のお手続きが必要となります。

ただし、統合先店舗（本店）に重複する口座番号がある場合は、新しい口座番号に変更させていただきますので、別途ご連絡致します。